

墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例概要

1 目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、墨田区新型インフルエンザ等対策本部
に関し必要な事項を定める。

2 組織及び職員

新型インフルエンザ等対策本部長（ ）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

法により区長をもって充てることとされている。

新型インフルエンザ等対策副本部長（ ）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

法により本部員のうちから区長が指名する者とされている。

新型インフルエンザ等対策本部員（ ）

本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

法により副区長、区教育委員会の教育長、消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置か
ない区にあっては、消防団長）及び区長が区の職員のうちから任命する者とされている。

3 部の設置

本部長は本部に部を置くこと、部に属すべき本部の職員は本部長が指名すること等部の
設置について定める。

4 会議

本部長は、新型インフルエンザ等の対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、
会議を招集する。

本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他区の職員以外の者を会議に
出席させたときは、当該出席者に意見を求めることができる。

5 施行期日等

墨田区規則で定める日

